

新庄最上定住自立圏の形成に関する  
協定の一部を変更する協定書

平成28年3月22日

新庄市 大蔵村

## 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と大蔵村（以下「乙」という。）は、平成27年6月25日に締結した新庄最上定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の4に次の2号を加える。

### （3）6次産業化の推進

取組の内容	圏域内の農産物を活用した商品の開発、PR及び販売促進に取り組む体制を整備するため、6次産業化に関する情報の交換を行うとともに推進体制の整備に関する調査及び検討を行う。
甲の役割	乙と共同して検討会、勉強会等を企画し、及び開催するとともに、6次産業化に関する情報収集を行い、乙との共有化を図る。
乙の役割	甲と共同して検討会、勉強会等を企画し、及び開催するとともに、6次産業化に関する情報収集を行い、甲との共有化を図る。

### （4）特産品を活用した「食」による地域活性化

取組の内容	圏域内の地場産品の消費を拡大するため、地産地消の取組及び当該産品の圏域外への販売を促進する。
甲の役割	乙と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。

別表第2中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

## 1 地域公共交通

### （1）コミュニティバス等の運行

取組の内容	地域内外の往来を活発化し、圏域内住民の日常生活圏の拡大及び利便性の向上を図るため、地域公共交通サービスの提供及びその拡充に向けた取り組みを推進する。
甲の役割	甲及び乙の区域を結ぶコミュニティバス等の運行に配慮するとともに、住民への情報提供を行い、利用を促進する。
乙の役割	甲及び乙の区域を結ぶコミュニティバス等の運行について、甲と連携して実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順紀

乙 最上郡大蔵村大字清水2528番地

大蔵村長 加藤正美

